

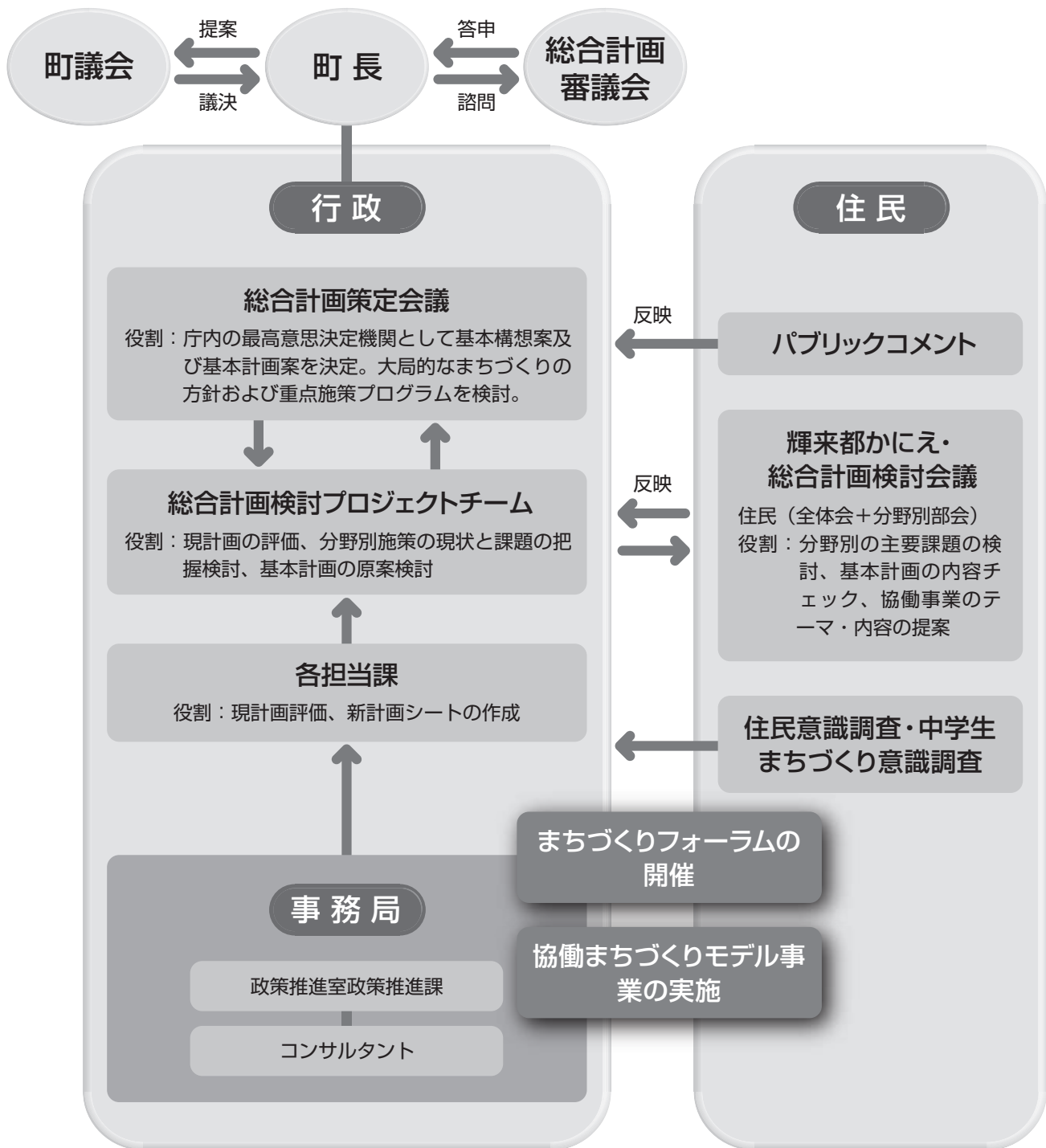
# 参考資料

<b>1 計画策定体制</b> .....	<b>158</b>
・総合計画策定の体制図.....	158
<b>2 議会の経過</b> .....	<b>158</b>
・町議会.....	158
<b>3 総合計画審議会</b> .....	<b>159</b>
1 蟹江町総合計画審議会条例.....	159
2 総合計画審議会.....	160
3 総合計画審議会名簿.....	160
4 審議会への諮問及び答申.....	161
<b>4 住民参加</b> .....	<b>162</b>
1 輝来都かにえ・総合計画検討会議.....	162
・輝来都かにえ・総合計画検討会議設置要綱.....	162
・輝来都かにえ・総合計画検討会議.....	164
・輝来都かにえ・総合計画検討会議名簿.....	165
2 住民・中学生の意識調査.....	166
・蟹江町住民意識調査.....	166
・蟹江町中学生まちづくり意識調査.....	166
3 輝来都かにえ・まちづくりフォーラム.....	166
4 パブリックコメント.....	166
<b>5 庁内体制</b> .....	<b>167</b>
1 策定会議.....	167
・第4次蟹江町総合計画策定会議設置要綱.....	167
・総合計画策定会議.....	167
・総合計画策定会議名簿.....	168
2 策定プロジェクトチーム.....	169
・第4次蟹江町総合計画策定プロジェクトチーム設置要領.....	169
・職員プロジェクトチーム.....	170
・総合計画策定プロジェクトチーム名簿.....	172
3 庁内ヒアリング.....	172
<b>6 用語の解説</b> .....	<b>173</b>

# 1 計画策定体制

# 2 議会の経過

【総合計画策定の体制図】



## 町議会

平成 年	備考 (内容等概要)	
22	6月議会	・第4次蟹江町総合計画中間報告について (全員協議会)
22	9月議会	・第4次蟹江町総合計画中間報告について (全員協議会)
22	12月議会	・基本構想議決 (本会議)

## 1 蟹江町総合計画審議会条例 昭和52年7月9日 条例第15号

### (趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、蟹江町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、蟹江町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 町の職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会長)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (幹事)

第7条 審議会に、調査又は審議を補助するため幹事を置くことができる。

2 幹事は、町の職員その他適当と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、審議会に出席して意見を述べるができる。

### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進室政策推進課において処理する。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第17号）

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第3号）抄

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 2 総合計画審議会

平成	年	月	日	備考（内容等概要）
22		8	10	・第4次蟹江町総合計画（案）の諮問 ・今までの経過について ・第4次蟹江町総合計画基本構想（案）について
22		8	25	・第4次蟹江町総合計画基本構想（案）について ・第4次蟹江町総合計画基本計画（案）について
22		11	12	・第4次蟹江町総合計画（案）の答申

## 3 総合計画審議会名簿

所属団体・職名	氏名	備考
町議会総務民生常任委員長	山田 邦夫	会長
商工会会長	河瀬 文一	副会長
町議会議長	伊藤 正昇	
町議会副議長	高阪 康彦	
町議会防災建設常任委員長	山田 乙三	
農業委員会会長	吉田 雅己	
教育委員長	山田 尊久	
消防団団長	渡邊 吉郎	
嘱託員会会長	鈴木 恒雄	
社会福祉協議会会長	伊藤 清敏	
婦人会会長	山田 久子	
土地改良区理事長	笹邊 龍雄	
学識経験者	曾田 忠宏	元愛知工業大学教授
学識経験者	犬飼 俊久	会社経営
学識経験者	谷中 ひさ子	かにえ国際交流友の会代表
学識経験者	山田 靖宣	かにえガイドボランティア歴史・文化夢案内人代表
学識経験者	酒井 澄子	元銀行支店長
学識経験者	鈴木 正勝	地域代表
学識経験者	犬飼 誠	会社経営
学識経験者	山田 謹一	商工会副会長

## 4 審議会への諮問及び答申

22蟹政発第14号  
平成22年8月10日

蟹江町総合計画審議会会長 殿

蟹江町長 横江 淳一

第4次蟹江町総合計画（案）の諮問について

蟹江町総合計画審議会条例第2条に基づき、第4次蟹江町総合計画（案）について  
貴審議会の意見を求めます。

平成22年11月12日

蟹江町長 横江 淳一 殿

蟹江町総合計画審議会  
会長 山田 邦夫

第4次蟹江町総合計画（案）について（答申）

平成22年8月10日付22蟹政発第14号で諮問のありました第4次蟹江町総合計画（案）  
については、慎重に審議した結果、適切であると認め、別添のとおり取りまとめまし  
たのでここに答申します。

計画の推進に際しては、各分野において住民とともに協働のまちづくりを進めると  
ともに、蟹江町の特性である水郷の里づくりを進めるよう努力して、「キラッとかに  
え 明るい未来が見えるまち」の実現に取り組むことを要望します。



## 4 住民参加

### 1 輝来都かにえ・総合計画検討会議

●輝来都かにえ・総合計画検討会議設置要綱（平成20年5月26日決裁） 改正 平成21年3月16日決裁

（目的）

第1条 第4次蟹江町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を基礎調査の段階から住民の参画のもとで進めるとともに、策定後における協働の推進方策を検討するために、輝来都かにえ・総合計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- （1）総合計画の基礎資料及び素案に関すること。
- （2）総合計画の推進のための協働の方策に関すること。
- （3）その他総合計画の策定・推進に関すること。

（構成）

第3条 検討会議は、委員35人以内で組織する。

（組織）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）各種団体の代表者等
- （3）公募に応じた者
- （4）蟹江町議会議員
- （5）蟹江町の職員
- （6）その他町長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 町長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱することができる。

（報酬）

第6条 原則として、委員に対する報酬は無償とする。

（役員）

第7条 検討会議に役員として会長1名、副会長1名、座長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長、座長は会長が指名する。

（会長）

第8条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、助言者として委員以外の者に出席を求めることができる。

（副会長）

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

（座長）

第10条 座長は、検討会議の議長となり、議事を運営する。

- 2 座長に事故ある時は、会長が指名した者がその職務を代行する。

**(会議)**

第11条 検討会議の会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

**(部会)**

第12条 検討会議は、必要となる事項の調査等のため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会の議長となる。
- 5 部会長は、部会の経過および結果を検討会議に報告する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 7 部会には、必要に応じ、部会長の推薦に基づき町長が委嘱する者を部会委員として加えることができる。

**(事務局)**

第13条 検討会議の事務局は、蟹江町役場政策推進室に置く。

**(雑則)**

第14条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

**附 則 (平成21年3月16日決裁)**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

●輝来都かにえ・総合計画検討会議

平成	年	月	日	備考（内容等概要）
20		9	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次蟹江町総合計画の策定方針及び策定体制について</li> <li>・輝来都かにえ・総合計画等検討会議の役割と進め方について</li> <li>・蟹江町住民意識調査（アンケート案）について</li> </ul>
20		10	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり講演会「これからの行政と協働のまちづくり」 四日市大学総合政策学部教授岩崎恭典氏</li> <li>・質疑応答意見交換</li> </ul>
20		11	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画進捗状況</li> <li>・ワークショップ「蟹江町の良いところ・改善すべきところ」を出し合おう</li> </ul>
21		3	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意識調査の結果概要報告</li> <li>・総合計画骨子案</li> <li>・ワークショップ「めざすべき蟹江町の将来イメージ」を出し合おう</li> </ul>
21		8	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画序論及び基本構想（草案）</li> <li>・ワークショップ（6つのグループに分かれディスカッション） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安心・安全（防災、防犯、交通安全）</li> <li>2. ふれあい・ささえあい（地域福祉、子育て・障がい者(児)・高齢者支援）</li> <li>3. 町民の学び（生涯学習・地域学習、歴史・文化、多文化共生）</li> <li>4. まちの活力づくり（農業、工業、商業、観光）</li> <li>5. 環境に配慮した活動（3R、環境美化）</li> <li>6. コミュニティ、NPO・ボランティア</li> </ol> </li> </ul>
21		11	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ（3つのグループに分かれ協働の取り組みについて検討） <ul style="list-style-type: none"> <li>Aグループ <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安心・安全（防災、防犯、交通安全）</li> <li>6. コミュニティ、NPO・ボランティア</li> </ol> </li> <li>Bグループ <ol style="list-style-type: none"> <li>2. ふれあい・ささえあい（地域福祉、子育て・障がい者(児)・高齢者支援）</li> <li>5. 環境に配慮した活動（3R、環境美化）</li> </ol> </li> <li>Cグループ <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 町民の学び（生涯学習・地域学習、歴史・文化、多文化共生）</li> <li>4. まちの活力づくり（農業、工業、商業、観光）</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>
21		12	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ（3つのグループに分かれ協働の取り組みについて検討）</li> </ul>
22		3	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ（3つのグループに分かれ基本計画素案の確認及び加筆修正の意見交換）</li> </ul>
22		3	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ（3つのグループに分かれ基本計画素案の確認及び加筆修正の意見交換）</li> <li>・各グループより経過報告</li> <li>・まとめ</li> </ul>



## ●輝来都かにえ・総合計画検討会議名簿（平成20年度～21年度）

番号	役職	公職名等	氏名（ ）は前任者	
1	会長	須西小学校区代表	景山 誠治	(杉野 弘行)
2	副会長	商工会代表	山田 謹一	
3	座長	愛知県総務部総務課行政改革推進グループ主幹	加藤 正人	
4	委員	元愛知工業大学教授	曾田 忠宏	
5	委員	中部学院大学人間福祉学部准教授	濱島 淑恵	
6	委員	岐阜市立女子短期大学生生活デザイン学科助教	小川 宏樹	
7	委員	独立行政法人 土木研究所 自然共生研究センター長	萱場 祐一	
8	委員	舟入小学校区代表	鈴木 恒雄	
9	委員	学戸小学校区代表	丸山 謙治	
10	委員	新蟹江小学校区代表	伊藤 清敏	
11	委員	蟹江小学校区代表	若山 高義	(加藤 勝博) 平成20年度会長
12	委員	消防団団長	渡邊 吉郎	(古澤 京治)
13	委員	民生委員協議会代表	谷口 ミドリ	
14	委員	子ども会連絡協議会会長	飯田 數義	(佐治 道弘)
15	委員	農業団体代表	加藤 與志和	
16	委員	小・中学校PTA会長	平野 進	(則武 大輔)
17	委員	婦人会会長	山田 久子	
18	委員	かにえガイドボランティア歴史・文化夢案内人代表	山田 靖宣	
19	委員	かにえ国際交流友の会代表	谷中 ひさ子	
20	委員	公募委員	伊藤 博徳	
21	委員	公募委員	酒井 澄子	
22	委員	公募委員	笹木 敏光	
23	委員	公募委員	鈴木 正勝	
24	委員	公募委員	樋口 稔	
25	委員	公募委員	村田 利恵	
26	委員	公募委員	山田 昭文	
27	委員	分野別公募委員	加藤 正雄	
28	委員	分野別公募委員	加藤 次郎	
29	委員	分野別公募委員	吉兼 久治	
30	委員	分野別公募委員	立木 陸生	
31	委員	分野別公募委員	加藤 俊男	
32	委員	議会代表	山田 邦夫	(伊藤 俊一)
33	委員	議会代表	高阪 康彦	
34	委員	議会代表	山田 乙三	(伊藤 正昇)
35	委員	議会代表	菊地 久	(小原喜一郎)
36	委員	民生部長	加賀 松利	(石原 敏男)
37	委員	産業建設部長	河瀬 広幸	
38	委員	教育部次長	伊藤 芳樹	
39	委員	総務部次長	加藤 恒弘	(坂井 正善)

## 2 住民・中学生の意識調査

### ●蟹江町住民意識調査

平成 年	月	日	備考（内容等概要）
20	10	15	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査時期 平成20年10月15日</li><li>・蟹江町在住の20歳以上の男女を無作為抽出</li><li>・総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画へ反映</li><li>・平成20年10月31日締切</li><li>・配布数 3,101票</li><li>・回収数 1,378票</li></ul>

### ●蟹江町中学生まちづくり意識調査

平成 年	月	日	備考（内容等概要）
20	12	15	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査時期 平成20年12月15日</li><li>・蟹江町内中学校の3年生を対象</li><li>・総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画へ反映</li><li>・配布数 351票</li><li>・回収数 335票</li></ul>

## 3 輝来都かにえ・まちづくりフォーラム

平成 年	月	日	備考（内容等概要）
21	1	17	<ul style="list-style-type: none"><li>・蟹江中央公民館／午後2時から</li><li>・策定開始！総合計画／経過報告と協働まちづくりモデル事業2つの事例活動報告</li><li>・講演「わが町発見のまちづくり」木原 勝彬氏（ローカル・ガバナンス研究所長）</li><li>・協働まちづくりモデル事業各グループのPRコーナー</li></ul>

## 4 パブリックコメント

平成 年	月	日	備考（内容等概要）
22	9	15	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4次蟹江町総合計画（案）について意見公募（パブリックコメント）を実施</li><li>・調査時期 平成22年9月15日</li><li>・回覧ならびにホームページにて公募</li><li>・平成22年10月15日締切</li></ul>

## 1 策定会議

### ●第4次蟹江町総合計画策定会議設置要綱 (平成20年8月29日決裁) 改正 平成21年3月16日決裁 平成22年3月16日決裁

#### (目的)

第1条 第4次蟹江町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、庁内の最高意思決定機関として第4次蟹江町総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想案の立案及び決定に関すること。
- (2) 基本計画案の立案及び決定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関すること。

#### (組織)

第3条 策定会議は、町長、副町長、教育長、部長、次長及び課長をもって組織する。

#### (会議)

第4条 策定会議の会議は、町長が招集し、町長がその議長となり、議事を運営する。

- 2 町長は特に必要があると認めるときは、策定会議構成員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

#### (協力義務)

第5条 職員は、総合計画策定に際し、策定会議や事務局の要請に協力しなければならない。

#### (設置期間)

第6条 策定会議の設置期間は、第4次蟹江町総合計画策定事務の終了時までとする。

#### (事務局)

第7条 策定会議の事務局は、政策推進室政策推進課に置く。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### ●総合計画策定会議

平成	年	月	日	備考（内容等概要）
20	9	29		・第4次蟹江町総合計画策定の概要について ・蟹江町住民意識調査（住民アンケート調査案）の確定について
22	7	6		・第4次蟹江町総合計画策定の進捗状況について ・基本構想（案）基本計画（案）について ・今後のスケジュールについて
22	11	5		・第4次蟹江町総合計画基本構想（案）基本計画（案）についての確認作業

●総合計画策定会議名簿 (平成20～22年度)

役 職		氏 名 ( )は前任者		
	町 長	横江 淳一		
	副 町 長	河瀬 広幸	(水野 一郎)	
	教 育 長	石垣 武雄		
政策推進室	ふるさと振興課長	寺西 隆雄		
総務部	総務部長	加藤 恒弘	(坂井 正善)	
	総務部次長兼企画情報課長	鈴木 智久		
	総務課長	江上 文啓	(加藤 恒弘)	
	税務課長	服部 康彦	(長尾 彰夫)	
民生部	民生部長	齋藤 仁	(加賀 松利)	(石原 敏男)
	民生部次長兼住民課長	犬飼 博初		
	民生部次長兼保険医療課長	上田 実	(齋藤 仁)	(鈴木 利彦)
	民生部次長兼高齢介護課長	佐藤 一夫	(齋藤 仁)	
	子育て推進課長	鈴木 利彦	(佐藤 一夫)	
	環境課長	村上 勝芳	(上田 実)	
	健康推進課長兼保健センター所長	能島 頼子	(西川 和彦)	
産業建設部	産業建設部長	水野 久夫	(河瀬 広幸)	
	産業建設部次長兼土木農政課長	西川 和彦	(水野 久夫)	(佐野 宗夫)
	まちづくり推進課長	志治 正弘		
上下水道部	上下水道部長	佐野 宗夫	(水道部次長 大河内 幹夫)	
	下水道課長	絹川 靖夫		
	水道課長	伊藤 満	(小酒井敏之)	
会計管理室	会計管理者兼会計管理室長	小酒井 敏之	(加賀 松利)	
消防本部	消防長	山内 巧	(上田 正治)	
	総務課長	浅野 睦		
議会事務局	議会事務局長	松岡 英雄		
教育委員会 教育部	教育部長兼教育課長兼図書館長	加賀 松利	(伊藤 芳樹)	
	小中学校給食センター所長	長尾 彰夫	(村上 勝芳)	
	生涯学習課長	川合 保		
策定事務局	政策推進室長兼政策推進課長	伊藤 芳樹	(飯田 晴雄)	
	政策推進課長補佐兼係長	山本 章人		
	政策推進課主任	北條 寿文	(森 実央)	
	政策推進課主事	立木 尋子	(山田 初美)	(田中 裕子)
	政策推進室専門員	飯田 晴雄		
	総務部主幹	森田 正	(市野 博志)	

## 2 策定プロジェクトチーム

### ●第4次蟹江町総合計画策定プロジェクトチーム設置要領 (平成20年7月24日決裁) 改正 平成21年3月16日決裁 平成22年3月16日決裁

#### (設置目的)

第1条 第4次蟹江町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、第4次蟹江町総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、総合計画策定に関する調査、研究及び調整を行い、今後の本町のまちづくりの基本方向を明らかにする総合計画の原案を作成するものとする。

#### (構成)

第3条 プロジェクトチームは、30人以内で組織する。

#### (組織)

第4条 プロジェクトチームの構成員は、各所属長の推薦をもとに町長が委嘱する。

2 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。

3 リーダー及びサブリーダーについては政策推進室長が指名する。

#### (運営)

第5条 政策推進室長は、会議を招集し、会務を総括する。

2 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

#### (協力義務)

第6条 職員は、総合計画策定に際し、プロジェクトチームや事務局の要請に協力しなければならない。

#### (設置期間)

第7条 プロジェクトチームの設置期間は、委嘱の日から、その設置目的が達成されたと町長が認めるときまでとする。

#### (事務局)

第8条 プロジェクトチームの事務局は、政策推進室政策推進課に置く。

#### (補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成20年7月25日から施行する。

附 則（平成21年3月16日決裁）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日決裁）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

●職員プロジェクトチーム

平成	年	月	日	備考（内容等概要）
20		8	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「分権時代における総合計画」 愛知県総務部総務課行政改革推進グループ主幹加藤正人氏</li> <li>・策定の体制及びプロジェクトチームの役割と具体的な取り組みについて</li> <li>・住民参加について（検討会議・協働モデル事業の概要）</li> <li>・蟹江町住民意識調査（アンケート案）について</li> </ul>
20		9	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蟹江町住民意識調査（アンケート案）の確定について</li> <li>・ヒアリング対象団体調べの作成について</li> <li>・まちづくり講演会への参加について</li> </ul>
20		12	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次蟹江町総合計画実績評価シートについて</li> <li>・ヒアリング対象団体調べの作成について</li> <li>・まちづくりフォーラムへの参加について</li> </ul>
21		3	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意識調査の結果概要報告</li> <li>・総合計画骨子案</li> <li>・ワークショップ「めざすべき蟹江町の将来イメージ」を出し合おう</li> </ul>
21		5	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画「基本構想施策方針」（案）のチェック</li> </ul>
21		5	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画策定状況について</li> <li>・第3次蟹江町総合計画実績評価シートについて</li> </ul>
21		5	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次蟹江町総合計画実績評価シートについて</li> </ul>
21		5	21	<p>（福祉グループ関係のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次蟹江町総合計画実績評価シートについて</li> </ul>
21		6	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次蟹江町総合計画実績評価シートについて</li> </ul>
21		6	3	<p>（都市基盤・産業グループ関係のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次蟹江町総合計画実績評価シートについて</li> </ul>
21		6	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次蟹江町総合計画実績評価シートについて</li> </ul>
21		12	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画「蟹江町基本施策ごとの課題整理」に係る課題・データのチェック</li> </ul>
22		2	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画「基本計画」（案・たたき台）の修正</li> </ul>
22		2	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（案）の修正作業</li> </ul>
22		3	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ （3つのグループに分かれ基本計画素案の確認及び加筆修正の意見交換）</li> </ul>
22		3	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次蟹江町総合計画計画編詳細打合せ</li> <li>・作成上の疑問点・書き方について</li> </ul>

平成年	月	日	備考（内容等概要）
22	5	18	・総合計画「基本計画」（案）の修正
22	5	19	・総合計画「基本計画」（案）の修正
22	5	21	・総合計画「基本計画」（案）の修正
22	5	24	・総合計画「基本計画」（案）の修正
22	6	23	・総合計画「基本計画」（案）の問題点について修正
22	6	25	・総合計画「基本計画」（案）の問題点について修正
22	6	30	・総合計画「基本計画」（案）の問題点について修正
22	7	1	・総合計画「基本計画」（案）の問題点について修正
22	7	7	・総合計画基本構想（案）基本計画（案）の修正作業 ・総合計画審議会に諮る案の確認
22	7	20	・総合計画基本構想（案）基本計画（案）の修正作業 ・総合計画基本構想（案）のキャッチコピーの絞込みについて
22	11	1	・総合計画審議会及びパブリックコメント意見に係る各分野部分に関する回答・修正の作成
22	12	3	・総合計画原稿最終チェックについて
23	1	26	・総合計画ダイジェスト（案）の確認について
23	2	2	・総合計画原稿最終チェックについて
23	3	3	・総合計画原稿最終チェックについて

●総合計画策定プロジェクトチーム名簿 (平成20～22年度)

◎プロジェクトリーダー  
○プロジェクトサブリーダー

分野	部	課	職氏名		(前所属 前任者)
健康・福祉	民生部	住民課	○係長	寺西 孝	
		高齢介護課	主事	山本 知里	
		保険医療課	主任	東方 俊樹	
		子育て推進課	主事	丹羽 修治	(福祉・児童課 飯田陽亮)
		健康推進課	保健師	小澤 有加	
教育・文化	教育委員会	教育課	○係長	佐藤 正浩	
		学校給食センター	係長	館林 久美	
		生涯学習課	係長	大野 麻子	(主任 吉田 恒敏)
		図書館	副館長	坂 友美	
生活環境	民生部	環境課	係長	小島 昌己	(主事 太田 圭介)
	会計管理室		補佐	伊藤 英明	
	消防本部	総務課	補佐	伊藤 啓二	
都市基盤・産業	産業建設部	土木農政課	主任	伊藤 和光	(係長 伊藤 光彦)
		まちづくり推進課 (都市計画課)	○係長	伊藤 哲也	
	政策推進室	ふるさと振興課	主事	太田 圭介	(農政商工課 ◎補佐 寺西 隆雄)
	上下水道部	水道課	係長	石原 己樹	(中村 和恵)
		下水道課	係長	吉田 茂有記	
協働・ 行財政運営	総務部	総務課	主事	阿部 敬介	(福谷 光芳)
		企画情報課	○主任	戸谷 政司	
		税務課	主事	森 実央	(若山 洋平)(阿部 敬介) (収納課 ○係長 鈴木 孝治)
	議会事務局		主事	山田 尚徳	

事務局	政策推進室	政策推進課	室長兼課長	伊藤 芳樹	(飯田 晴雄)
			課長補佐	山本 章人	
			主任	北條 寿文	(主事 森 実央)
			主事	立木 尋子	(山田 初美)(田中 裕子)

### 3 庁内ヒアリング

平成年	月	日	備考(内容等概要)
21	9	29	・第4次蟹江町総合計画に係る部課長ヒアリング
21	10	1	・第4次蟹江町総合計画に係る部課長ヒアリング
21	11	11	・第4次蟹江町総合計画に係る部課長ヒアリング



## アルファベット

### AED（自動体外式除細動器）

Automated External Defibrillatorの略。致命的不整脈の状態の心臓に電氣的刺激を与えることにより救命を図る機械で、2004年（平成16年）7月からは、医療従事者のみならず市民にも使用が認められている。

### DV

Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略。同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

### ICT

Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現といえる。従来ひんぱんに用いられてきた「IT」に替わる表現として「ICT」が定着しつつある。

### OJT

On the Job Trainingの略。課（グループ）などの単位で行われる職場研修。

## あ

### 温室効果ガス

大気圏にあって地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体の総称。

## か

### 介護予防

介護が必要となることをできる限り防ぎ、遅らせること。また、介護される状態がそれ以上悪化しないよう維持・改善を図ること。介護保険法に基づき、予防給付のサービスを提供するとともに、地域支援事業では、要支援・要介護にならないための事業を実施する。

### かかりつけ医

身近な所において、病気の治療にあたり、また、日頃から健康に関する相談に気軽に応じてくれる医師のこと。

### かかりつけ医制度

特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師を見つけ、初期医療の機関として利用すること。

### 行政改革大綱

蟹江町が新たな行政改革を推進するにあたっての基本的な考え方をまとめたもの。

### 京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、1997年（平成9年）12月11日に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で議決した議定書。温室効果ガス排出量の削減目標を、1990年（平成2年）を基準年として国別に削減目標数値を定め、世界が協力して約束期間内に目標を達成することが定められている。

### 経常収支比率

人件費や扶助費などの経常的に支出する経費に、町税など経常的に収入される一般財源がどの程度充てられるかを表す指標。数値が低いほど弾力的な財政運営が図れる。

### ケースワーカー

福祉事務所で、生活保護に関する相談、申請受付、被保護世帯への定期的家庭訪問、指導などを担当している職員の通称。

### 権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳あふれる生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。

### 広域二次病院群輪番制

救急車により直接搬送されてくる、又はかかりつけの診療所など第1次救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するため、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる医療機関を整備している制度。

### 公会計制度

公共部門の経営状態を評価する会計基準、手法に関する制度。

### コンビニ収納

税金や公共料金などの代金を納める方法のひとつで、コンビニエンスストアが料金徴収を代行すること。

## さ

### 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数。「1」以上の団体は、地方交付税の不交付団体となる。

### 受益者負担

特定の公共事業を行う際、特にその利益を受けるもの（受益者）がその利益に応じてその経費を負担すること。

### 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、自らの食について考え、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

### 所掌事務

法令によって、特定の機関の職務に属するものと定められている事務。

### 生活習慣病

脳卒中・がん・心臓病等や食習慣・運動習慣、休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に影響する疾患のこと。

### 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の十分でない方を保護するため、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人を代理して契約や財産管理などの法律行為全般を行う制度のこと。

### 総合型地域スポーツクラブ

身近な地域で、子どもたちから高齢者まで様々なスポーツや運動を、それぞれの志向・レベルに合わせて楽しめ、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

## た

### 多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく社会。

### 地域主権

自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つこと。

### 地域包括支援センター

高齢者やその家族の総合窓口として、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職員が介護・福祉・健康等の相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介、高齢者虐待の防止、権利擁護等の業務を行っている機関。

### 地球温暖化

温室効果ガスの増加により、地球から放出される熱量よりも吸収される熱量が増え、地球の平均気温が上昇していく現象。その主な原因は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタン、フロンガスなどの人間活動による温室効果ガスの増加によると考えられている。

## 地産地消

地域で生産された農産物をその地域で消費すること。

## 低炭素社会

再生可能エネルギーやエネルギー効率の向上、断熱などによる無駄なエネルギー需要の削減などを行うなど、二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

## 特定健康診査及び特定保健指導

平成20年度から制度化された、各保険者が、すべての被保険者や被扶養者に対して、年1回行う、メタボリックシンドロームに関連する健康診査。また、健診後、生活習慣病の発症リスクの度合いに応じて2グループに階層分けされ、それぞれ保健指導が提供される。

## 特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を行うこと。

## は

### ハザードマップ

浸水実績図や土砂災害危険区域図をもとにして、災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得などを具体的に示したもの。

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群とその他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他にこれに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものいう。

## バリアフリー

建築設計において、段差や仕切りをなくす等、高齢者や障がい者が生活を営むうえで支障がなく、安心して暮らせるように配慮すること。具体的には、道路・施設・住宅などでの段差解消、エレベーター、スロープ、手すり、点字ブロック、音声による案内などを指す。

## ハンブ

走行中の自動車のスピードを抑制するために、道路等に設置するかまぼこ状の突起。

## ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての手伝いをできる人(援助会員)がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織。

## や

### 要介護認定者

介護保険サービスを利用するため、町に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人。

## ら

### ライフスタイル

生活の様式。その人間の人生観、価値観、自分らしさを反映した生き方。

### ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期などに区切った、それぞれの段階。進学や就職、結婚、出産、退職など生活の節目に着目した生活様式のとらえ方。

### 濫給

生活保護の非対象者が生活保護費を受給すること。必要のない人に生活保護費が支給されること。

### レセプト点検

患者が受けた診療について、医療機関が保険者に請求する医療費の明細書を点検すること。

### 漏給

生活保護の対象者が生活保護費を受給できないこと。本当に必要な人に生活保護費がいきわたらないこと。



# 蟹江町民憲章

- 1 いのちと暮らしを守り、健康を増進し、平和で安全な町をつくります
- 1 みんなで助け合い、励ましあって、希望にみちた生きがいのある町をつくります
- 1 美しい自然を愛し、環境の浄化につとめ、住みよい町をつくります
- 1 先人の教えや遺産を大切にし、教養を高め、文化の香り高い町をつくります

## 町章

Town Emblem

昭和9年、まちの歴史に深いかかわりを持つ旧鑑江城の城主、佐久間家の家紋「三引紋」が、そのまま町章として制定されました。



## 町の鳥 ヨシキリ

Town Bird : Reed Warbler

夏になると渡来し、秋に渡去する渡り鳥。川や沼地、休耕地の葦原などに生息しています。「ギョギョシ」と聞こえる鳴き声でも有名。



## 町の木 キンモクセイ

Town Tree : Fragrant Olive

モクセイ科の常緑小高木で、秋の訪れとともに山吹色の可憐な小花がいっせいに群れ咲き、甘い芳香を放ちます。



## 町の花 ハナショウブ

Town Flower : Iris

アヤメ科の多年草。池辺や溝の傍らに群生し、初夏の頃、白・桃・紫色などの、大きくて鮮やかな美花をつけます。



## 第4次蟹江町総合計画

---

2011→2020

平成23年3月

●発行

**蟹江町**

〒497-8601 海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

電話番号 0567-95-1111 (代)

<http://www.town.kanie.aichi.jp/>

●編集

**蟹江町政策推進室 政策推進課**



**第4次蟹江町総合計画**

---

2011→2020